

# 川北町下水道事業 経営戦略

計画期間：令和8年度～令和17年度

令和8年3月

石川県能美郡川北町 産業経済課

## 目次

1. 経営戦略の改定について .....	1
2. 事業概要 .....	2
(1) 事業の現況 .....	2
(2) 民間活力の活用等 .....	6
(3) 経営指標を活用した現状分析と課題 .....	7
3. 将来の事業環境 .....	14
(1) 処理区域内人口の予測 .....	14
(2) 有収水量の予測 .....	15
(3) 使用料収入の見通し .....	15
(4) 施設の見通し .....	16
(5) 組織の見通し .....	17
4. 経営の基本方針 .....	18
5. 投資・財政計画（収支計画） .....	19
(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 .....	19
(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	26
6. 経営改善に向けた取組 .....	28
7. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	1

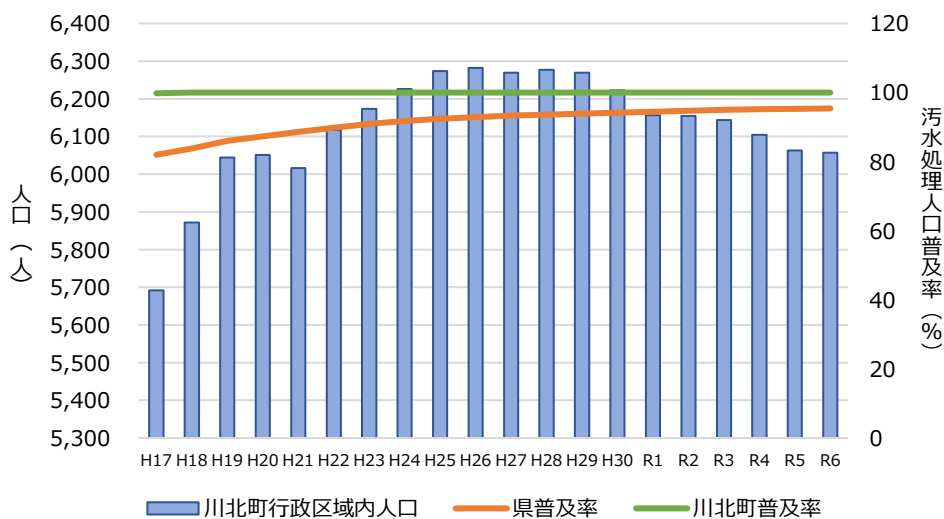
# 1. 経営戦略の改定について

川北町（以下、本町という。）では、昭和 55 年度から平成 17 年度にわたって農業集落排水施設及びコミュニティプラントの整備を進めてきました。その結果、汚水処理人口普及率<sup>1</sup>は平成 18 年度に 100%を達成し現在に至っており、石川県内で一番高い水準となっています。

一方、整備から年月が経過し、老朽化対策が必要となってきています。平成 29 年度以降は町の人口減少が続いており、節水機器の普及による影響も相まって、水需要の減少に伴う使用料収入の減少が進んでいます。また、自然災害が国内外で多発する中、災害に備えた施設の耐震化への対応が求められているほか、国内ではデフレ局面からインフレ局面へと移行しつつあり、物価上昇に伴う事業費の増加が今後見込まれます。

本町は、平成 31 年 3 月に川北町下水道事業経営戦略を策定し、令和 10 年度までの 10 年間にわたる収支計画を作成しました。その後、令和 5 年 6 月に下水道料金の改定を実施し、令和 6 年度には地方公営企業法の適用を行い企業会計へ移行したことなど、下水道事業を取り巻く経営環境の変化により投資・財政計画を含む経営戦略の見直しが必要となったことから、今般、「川北町下水道事業経営戦略」を改定いたします。

図 行政区域内人口と汚水処理人口普及率



<sup>1</sup> 汚水処理人口普及率=処理区域内人口/行政区域内人口

## 2. 事業概要

### (1)事業の現況

#### ① 施設の概要

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 57 年 4 月 1 日 (供用開始後 43 年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用 (一部適用) ※令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を適用しています。
処理区域内 人口密度	49.6 人/ha (令和 7 年 3 月 31 日現在)
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	25 処理区
処理場数	22 箇所
広域化・共同化・ 最適化 <sup>2</sup> 実施状況	特になし

<sup>2</sup> 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 処理場の概要

本町の下水道事業は、農林水産省が管轄する農業集落排水事業と環境省が管轄するコミュニティプラントの二つの事業を行っています。

農業集落排水事業については、町内 17 地区（一部合同の処理場にて処理のため、処理場は 14 箇所）で実施し、コミュニティプラントは町営住宅及び新興住宅の 8 地区で実施しています。

表 処理場一覧

処理場	供用開始年度	計画人口（人）	計画汚水量 （日最大：m <sup>3</sup> /日）	管路延長（m）
《農業集落排水事業》				
藤蔵地区	平成 4 年度	80		194.8
中島地区	昭和 62 年度	490	161.7	4,051.0
三反田地区	平成 4 年度	320	105.6	2,260.0
草深地区	平成 3 年度	530	175.0	3,368.2
土室地区	平成 5 年度	170	56.1	997.1
上先出地区	昭和 57 年度	70	23.1	437.7
川北中部地区※1	平成 2 年度	870	287.1	5,737.19
上田子島地区	昭和 63 年度	230	75.9	1,170.15
下田子島地区	昭和 57 年度	325	90.0	1,939.38
舟場島地区	昭和 63 年度	200	66.0	1,261.7
木呂場地区※2	昭和 60 年度	520	171.6	3,209.43
橘地区	平成 4 年度	900	297.0	4,701.15
橘新地区	平成 4 年度	220	72.6	1,844.05
朝日地区	平成元年度	170	56.1	1,043.29
《コミュニティプラント》				
グリーンタウン	平成 10 年度	468	93.6	882.76
サンハイム川北	平成 3 年度	200	39.7	
サンハイム橘	平成 13 年度	210	43.2	
なでしこタウン	平成 14 年度	180	36.0	498.39
サンハイム中島	平成 17 年度	320	80.0	
けやきタウン	平成 16 年度	340	85.0	747.7
ひばりタウン	平成 17 年度～ 平成 22 年度	870	173.0	1,739.0
サンハイム三反田	令和 6 年度	150	30.0	

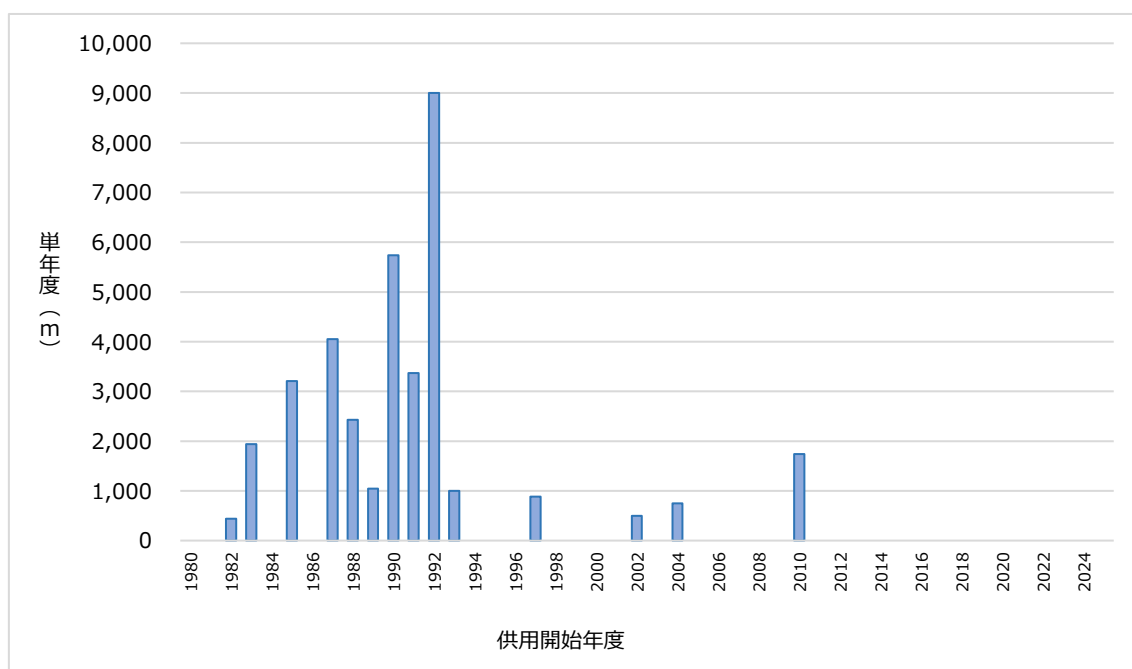
※1 下先出、壱ツ屋、与九郎島地区の処理場

※2 木呂場・橘の一部、木呂場新町地区の処理場

### ③ 管渠

管渠の総延長は約 40 km です。最も古いものは供用開始後 43 年経過していますが、法定耐用年数の 50 年を超えた管渠はまだありません。

図 供用開始年度別管渠延長



### ④ 使用料

本町の使用料は令和 5 年 6 月まで定額制を採用しており、平成 5 年度から町民の負担を軽減するため減額を実施し、公共料金の低廉化を維持していました。しかしながら、汚水処理に関する経費が使用料で賄うことができず、非常に厳しい財政状態であったため、本来の独立採算を基本として今後も持続的な運営を図るために、令和 3 年度において上下水道料金審議会を設置し、令和 5 年 6 月に料金改定を実施しました。

改定後の使用料体系は、基本料金と汚水処理量に応じて支払額が変動する従量料金からなる「二部料金制」を採用しており、従量料金は 4 段階の逡増型としています。これは、設備投資や維持管理に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口使用者の料金に反映させ、小口使用者の使用料を低廉化する政策的観点から導入しています。

条例では一般家庭用・事業所用の料金を設定しており、メーター取付不可能な自家井戸については世帯人数（常勤従業員数）に比例した使用水量から従量料金を算定することとしています。

表 料金表（税抜、一月につき）

汚水の種類	基本料金	従量料金
一般家庭及び 事業所等※用	10 m <sup>3</sup> までの水量 1,000 円	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの水量 70 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの水量 80 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの水量 90 円
		100 m <sup>3</sup> を超える水量 100 円
自家井戸 （メーター取付不 可能）	世帯人数（常勤従業員数）× 8 m <sup>3</sup> として使用水量を算定し、使用料算定 については上記と同じ	

※事業所等とは、事務所、工場、レストラン、マーケット、飲食店、喫茶店、集会室、その他施設をいう。

なお、

～ 参考 ～

条例上の使用料*1 (20 m <sup>3</sup> あたり) (税抜)	令和4年度 1,818 円	実質的な使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり)  (税抜)	令和4年度 1,460 円
	令和5年度 1,700 円		令和5年度 1,688 円
	令和6年度 1,700 円		令和6年度 1,812 円

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

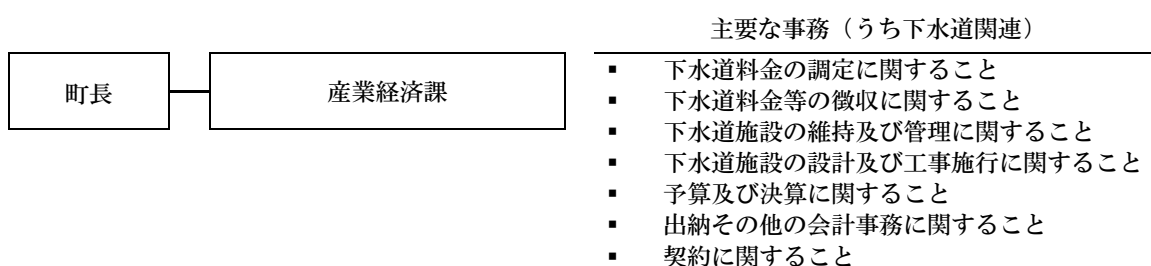
\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭のみでなく業務用を含む）をいう。

## ⑤ 組織

農業集落排水事業は産業経済課が所管しており、産業経済課には令和8年1月1日現在、6名の職員が在籍しています。同課は農業集落排水事業およびコミュニティプラント事業のほか、簡易水道事業、工業用水事業、農林行政、土地改良、商工業振興、観光事業など様々な業務を担当しています。

なお、農業集落排水事業の担当職員は1名です。

図 組織および事務分掌



## (2) 民間活力の活用等

民間活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を 含む)	維持管理業務を民間委託しています。 使用料は簡易水道と同時徴収していますが、 簡易水道事業は使用量の検針と集金を民間委 託し、業務の効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度は採用していません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFI 等は現在のところ導入していま せん。
資産活用の 状況	ア エネルギー利用 <sup>3</sup> (下水熱・下水汚泥・発 電等)	エネルギー利用については現在未検討です。
	イ 土地・施設等利用 <sup>4</sup> (未利用土地・施設の活 用等)	活用可能な未利用土地や施設等はありません。

<sup>3</sup> 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

<sup>4</sup> 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### (3)経営指標を活用した現状分析と課題

農業集落排水事業は令和6年度から地方公営企業法を一部適用していることから、企業会計に基づく財務諸表は一期のみであるため経営指標の経年比較は実施していません。

なお、比較対象としている類似団体は、供用開始後30年以上の農業集落排水事業の平均値です。

#### ① 経営の健全性・効率性

##### (ア) 経常収支比率

指標の意味	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	96.14%
類似団体	103.04%
全国平均	104.30%
現状分析・課題	100%を下回っており、赤字となっています。今後、使用料収入の減少や物価上昇による経費の増大が予想されますので、経営改善に向けた取組が必要となります。

(イ) 累積欠損金比率

指標の意味	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。</p>
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	11.76%
類似団体	100.31%
全国平均	102.74%
現状分析・課題	<p>令和6年度決算が赤字となったことから当年度未処理欠損金が発生しています。未処理欠損金を解消するために経営改善に向けた取組が必要となります。</p>

(ウ) 流動比率

指標の意味	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	172.11%
類似団体	41.03%
全国平均	47.19%
現状分析・課題	<p>100%を上回っており短期的な支払能力は問題ありません。流動比率は150%を上回っていれば良好とされることから、短期的な安全性は高いと考えられます。</p>

(エ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	646.88%
類似団体	796.80%
全国平均	798.10%
現状分析・課題	<p>今後、老朽化した設備の更新が必要となってくるため、財務バランスの健全性を保ちながら更新投資を行っていく必要があります。</p>

(オ) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く})} \times 100$
川北町 (令和6年度)	60.40%
類似団体	58.41%
全国平均	54.51%
現状分析・課題	<p>経費回収率は100%を下回っており、使用料で賄うべき汚水処理費が使用料で賄えていない状況です。安定的な経営を維持するためには100%以上となる必要があるため、使用料収入の見直しを検討する必要があります。</p>

(カ) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量 1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
川北町 (令和6年度)	150.00円/m <sup>3</sup>
類似団体	267.34円/m <sup>3</sup>
全国平均	286.33円/m <sup>3</sup>
現状分析・課題	<p>本町の汚水処理原価は類似団体や全国平均より低い水準ですが、今後の物価上昇による維持管理費の増加が予想されるため、汚水処理費を削減する取組を継続していくことが必要です。</p>

(キ) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。</p>
算定式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	82.51%
類似団体	52.34%
全国平均	49.92%
現状分析・課題	<p>類似団体や全国平均を大きく上回っており、比較的高い水準と考えられます。今後も引き続き施設の利用を継続していきます。</p>

(ク) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	100.00%
類似団体	90.05%
全国平均	87.80%
現状分析・課題	水洗化率は100%であり、県内1位となっています。

② 老朽化の状況

(ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。</p>
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	5.58%
類似団体	30.49%
全国平均	28.46%
現状分析・課題	<p>法適用時には、それまでの減価償却累計額を控除した金額を帳簿原価としているため、この指標は老朽化の実態を適切に表していません。</p> <p>なお、平成8年度より各地区処理場の機能強化工事を行い、平成23年度には一通りの処理場の機能強化工事を終えました。しかしながら、当初の機能強化工事から20年以上経過し、施設の老朽化が見られるようになったことから、全地区の管渠等の調査を行い、「最適整備構想」を策定しました。今後はその結果を踏まえ、順次施設の改修に努めていきます。</p>

(イ) 管渠老朽化率

指標の意味	<p>法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度を示しています。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。</p>
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	0.00%
類似団体	0.05%
全国平均	0.03%
現状分析・課題	<p>法定耐用年数を超えている管路はありませんが供用開始後43年を経過しています。更新時期が集中しないように、重要度や健全度に応じて計画的に更新を行っていく必要があります。</p>

(ウ) 管渠改善率

指標の意味	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管渠を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。</p>
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	0.00%
類似団体	0.02%
全国平均	0.02%
現状分析・課題	<p>現時点では法定耐用年数を超えている管渠はありませんが、数年後には超えるものが出てきます。更新時期が集中しないように、重要度や健全度に応じて計画的に更新を行っていく必要があります。</p>

### ③ 経営指標分析の全体総括と課題

経営の健全性・効率性について見ると、経常収支比率は 96.14%と 100%を下回っており、法適用初年度において当年度純損失を計上しています。

また、経費回収率は 60.4%にとどまっており、使用料収入で汚水処理費を賄えていない状況です。本町の下水道事業は多数の処理場を保有していることから、施設関連経費の中でも特に資本費の負担が大きくなっています。今後は、引き続き汚水処理費の削減に努めるとともに、使用料水準の適正化について検証・見直しを行い、経費回収率の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

農業集落排水処理施設については、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて全地区の管渠等の調査を行い策定した最適整備構想を基に機能強化を実施しているところであり、すでに 2 回目の機能強化を実施した地区もあります。

コミュニティプラントは経過年数が 30 年を超えている地区もあり、現時点では老朽化が深刻な状況ではありませんが、今後 10 年～20 年の間に更新工事を行う必要があります。

今後も将来にわたって安全で安心な下水道事業の持続的な運営を行うためには、使用料の定期的な見直しを実施し、物価上昇により増加する汚水処理費の節減に努め、効率的な事業運営により財源を確保することが求められます。

### 3. 将来の事業環境

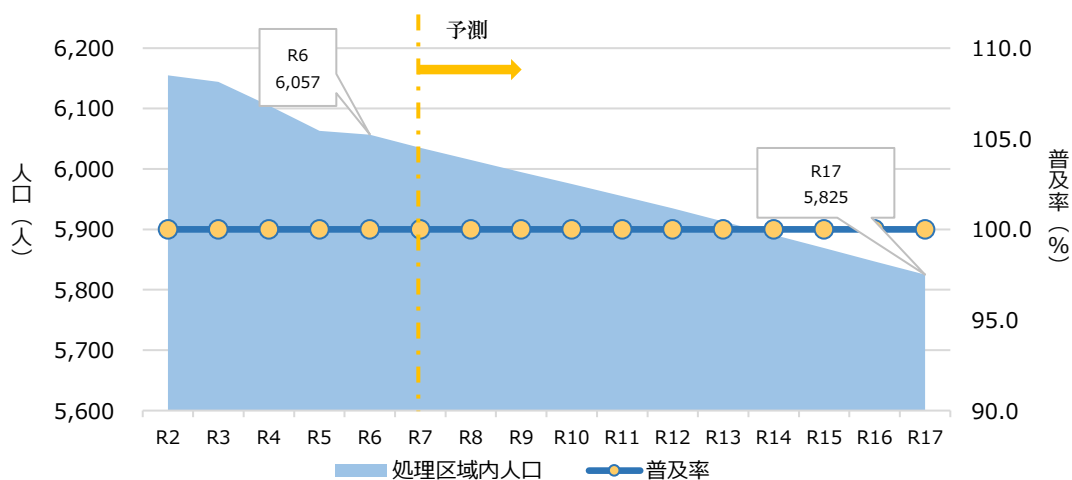
#### (1) 処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が見られる中、平成 31 年 3 月の経営戦略策定時においては本町の人口は増加傾向にあり、出生率改善施策や転出抑制により、この増加傾向が将来的にも継続するものと予測しました。しかしながら、平成 29 年度以降は減少に転じたことから、今後の町人口の予測については、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の「日本の地域別将来推計人口」（令和 5（2023）年推計）の減少率を用いて人口予測を行いました。社人研によると、令和 7 年度は 6,029 人、令和 17 年度は 5,819 人と予測しており、その後も減少するとしています。

区域内人口については、行政区域内人口に人口普及率を乗じましたが、人口普及率は 100%（令和 6 年度末現在実績値 100%）で推移するものと仮定しているため行政区域内人口と処理区域内人口は一致しています。

令和 6 年度に 6,057 人であった処理区域内人口は、計画期間終了時の令和 17 年度で 5,825 人となる見通しです。

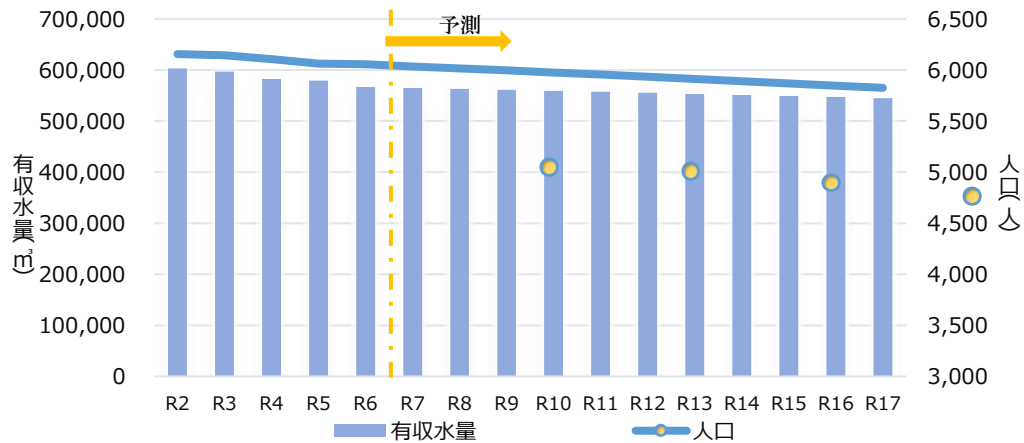
図 処理区域内人口の推移



## (2)有収水量の予測

処理区域内人口が減少することから、水洗化人口（水洗化率 100%）も減少し、有収水量も減少する見込みです。

図 人口と有収水量の予測

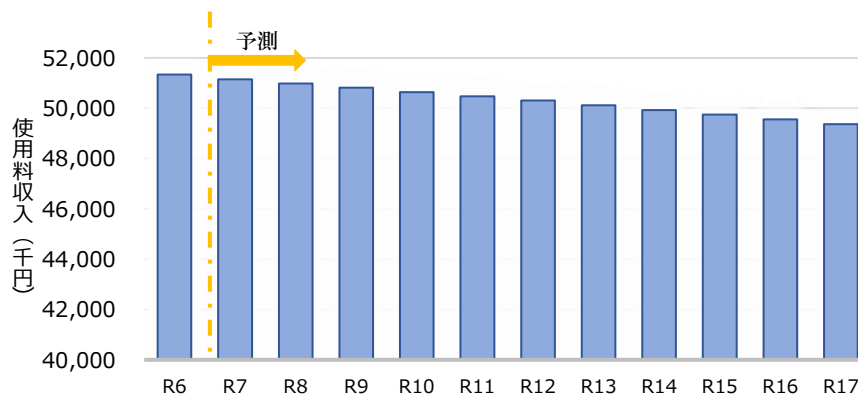


## (3)使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、有収水量の予測値に、使用料単価を乗じて算出しました。使用料単価は、料金改定を行わず現行使用料体系のまま据え置くことを仮定しています。

人口減少に伴って有収水量も減少していくため、使用料収入も僅かに減少する見通しとなりました。

図 使用料収入の見通し



## (4)施設の見通し

### (ア) 農業集落排水処理施設

平成 8 年度より各地区処理場の機能強化事業を行っており、平成 23 年度に一通りの事業を終えましたが、機能強化 1 回目のスタートから 20 年以上経過した時点で全地区の管路施設や汚水処理施設の躯体、機械電気設備などの調査を行い、平成 28 年度に「最適整備構想」を策定しました。現在はその結果を踏まえ、第 2 回目の機能強化事業を順次実施しています。管渠については供用開始から 40 年以上が経過しているものの、法定耐用年数である 50 年は超えていないため更新工事はありませんが、老朽化しつつあります。

今後は、最適整備構想に基づいて農業集落排水処理施設の耐震化も含めた維持管理や更新を中心に実施していきます。向こう 10 年間の計画は「5.投資・財政計画（収支計画）（1）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 ②収支計画のうち投資についての説明」に記載しています。

表 農業集落排水処理施設の修繕・更新年月

処理区/地区	供用開始年度	機能強化 1 回目	機能強化 2 回目 (予定)
《農業集落排水事業》			
藤蔵地区	平成 4 年度	—	(令和 14 年度)
中島地区	昭和 62 年度	平成 13 年度	令和 6 年度
三反田地区	平成 4 年度	平成 19 年度	(令和 10 年度)
草深地区	平成 3 年度	平成 18 年度	(令和 8 年度)
土室地区	平成 5 年度	平成 22 年度	(令和 13 年度)
上先出地区	昭和 57 年度	平成 10 年度	令和 2 年度
川北中部地区	平成 2 年度	平成 15 年度	令和 7～8 年度
上田子島地区	昭和 63 年度	平成 16 年度	(令和 8 年度)
下田子島地区	昭和 57 年度	平成 8 年度	令和元年度
舟場島地区	昭和 63 年度	平成 16 年度	
木呂場地区	昭和 60 年度	平成 9 年度	平成 26 年度
橘地区	平成 4 年度	平成 21 年度	(令和 12 年度)
橘新地区	平成 4 年度	平成 20 年度	(令和 11 年度)
朝日地区	平成元年度	平成 18 年度	(令和 9 年度)

#### (イ) コミュニティプラント

コミュニティプラントは小規模な施設のため、劣化状況に応じて保全を図ってきました。環境省が定める耐用年数は30年からとされており、30年以上経過している地区は2地区、20年以上経過している地区が6地区あります。今後も定期的に自主点検を実施し、不具合の兆候を発見した場合は修繕や更新を行い長寿命化に努めます。

#### (5)組織の見通し

現在、下水道事業会計には1名の職員が所属しており、今後もこの人数を維持していく予定です。職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務フロー等の充実を図っていきます。

## 4. 経営の基本方針

本町では、住むひとみんなが、まちへの誇りと愛着を持ち、心のふるさととして大切にまちづくりを進めていくことを基本理念とし、本町が10年後に実現すべき姿として「キラリと輝く“心のふるさと川北”」として将来像を定めています。

このような将来像を目指し、下水道事業においては、「快適で住みやすさが実感できるまちづくり」を基本方針としています。

下水道施設は長寿命化等の視点を踏まえた更新と維持管理を進め、中長期的な視点による経営努力と経営の健全化を図ることで、安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。

### 安全・安心な暮らしを続けられる環境をつくる

これまで町では清潔で衛生的な生活環境が保たれるまちづくりをめざして集落内の排水施設の整備に取り組んできました。水洗化率は100%を達成し、県内でもトップクラスの居住環境の整備水準であります。

今後は下水道施設の長寿命化と耐震化の視点を踏まえた維持管理と更新を推進していきます。具体的な施策として、最適整備構想に基づく施設の機能強化事業や管路等の耐震化を推進していきます。

### 持続可能な、効率的で健全な事業運営と財源の確保

下水道事業を将来にわたって持続的・安定的に運営するためには、経営の健全化が必要です。令和6年度の経費回収率は60.4%と、100%を大きく下回っており、令和12年度の目標値は60.5%としています。

今後も引き続き、業務内容の見直しと効率化により維持管理費用の縮減に努めるとともに、使用料の定期的な見直しを実施し、効率的な事業運営により財源を確保することが求められます。

## 5. 投資・財政計画(収支計画)

### (1)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 投資・財政計画（収支計画）の説明

「投資・財政計画（収支計画）」は別紙1のとおりです。収支計画の策定にあたっては、今後の人口減少を踏まえて積算した下水道使用料と過年度の実績を参考に将来の物価上昇等を見越して積算した経費、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の建設事業費をもとに50年間の試算を行っています。

##### (ア) 収益的収支

収益的収入は主に使用料収入、他会計補助金及び長期前受金戻入です。収益的支出は主に職員給与費、委託料や光熱水費などの経費及び減価償却費、支払利息です。

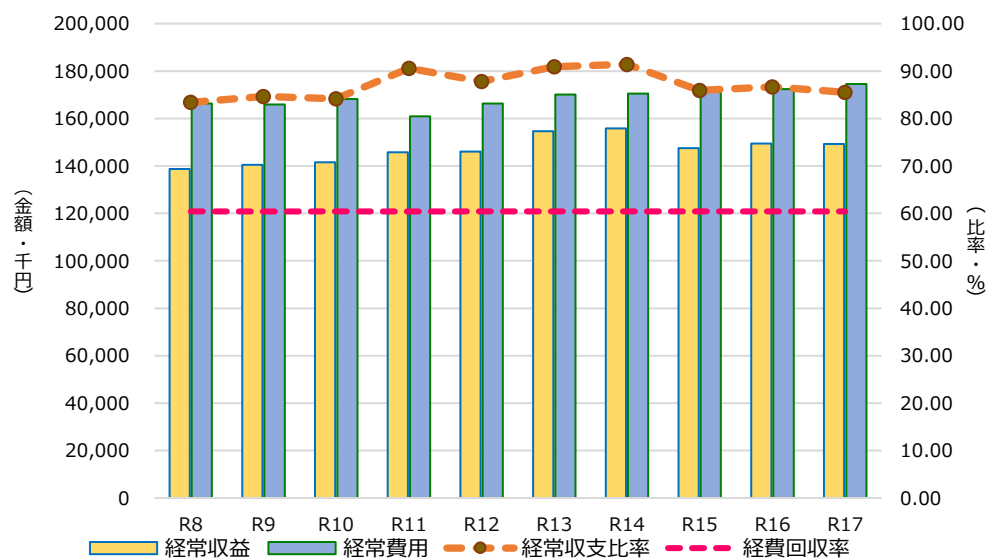
収益的収入については、使用料収入は計画期間を通じて僅かに減少していき、他会計補助金及び長期前受金戻入は計画期間の途中で僅かな減少があるものの、概ね増加していき、収益的収入全体ではほぼ横ばいの見込みです。

収益的支出については、職員給与費はベースアップ率、経費は物価上昇率に応じて増加していく見込みです。固定資産減価償却費は計画期間の途中で僅かな増減があるものの概ね増加し、支払利息は増加していく見込みであるため、収益的支出全体で見ると概ね増加していく見込みです。

このように収益的支出は概ね増加する見込みですが、収益的収入がほぼ横ばいのため、法適用した令和6年度から計画期間を通じて当年度純損失が続くと予測されます。そして、経常収支比率は概ね85%前後、経費回収率については60%が続く見込みです。

なお、当年度純損失が続くものの、現金流出しない減価償却費が損失の主な要因であるため、一定の資金残高を確保できる見込みであり資金不足には陥りません。

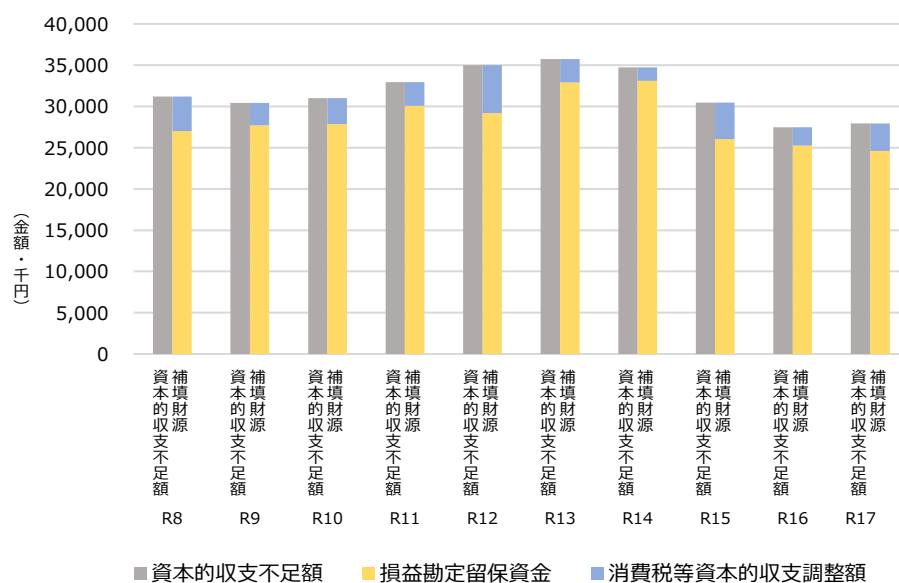
図 収益の収支



(イ) 資本的収支

資本的収入は企業債、県補助金、受益者分担金で、資本的支出は建設改良費と企業債償還金です。資本的収支不足額は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填できる見込みです。

図 資本的収支不足額と補填財源



## ② 収支計画のうち投資についての説明

### (ア) 建設改良費について

最適整備構想に基づき、農業集落排水処理施設の健全度やリスクの状況に応じた優先順位をつけて機能強化対策として管路や汚水処理施設の更新及び耐震化を実施する予定です。

機能強化対策事業費は下記の表のとおりであり、計画期間の令和8年度～令和17年度の10年間で約5.2億円を見込んでいます。

その他、電気設備・機械装置等の更新費などが発生する見込みですが、計画期間において約1.6億円を見込んでいます。

以上より、これら機能強化対策に係る事業費、その他更新費等を合わせて、計画期間における建設改良費は総額6.8億円を計上しています。

表 最適整備構想による概算事業費

処理区	実施予定 年度	概算事業費 (千円)	処理区	実施予定 年度	概算事業費 (千円)
藤蔵地区	R14	5,300	上田子島地区	R20	34,000
中島地区	R18	59,600	下田子島地区	R17	52,600
三反田地区	R10	47,500	舟場島地区	R7	35,800
草深地区	R8	76,900	木呂場地区	R15	82,500
土室地区	R13	38,900	橋地区	R12	120,200
上先出地区	R16	21,400	橋新地区	R11	40,300
川北中部地区	R19	110,800	朝日地区	R9	35,800

## ③ 収支計画のうち財源についての説明

投資の財源は県補助金及び受益者分担金を確保したうえで、企業債や内部留保資金などを適切なバランスで組み合わせ、将来にわたって財務的健全性を損なわないよう、財源構成を検討します。

### (ア) 使用料収入

使用料収入の積算方法については、「3.将来の事業環境(3)使用料収入の見通し」で示したとおりです。

(イ) 建設改良費の財源

建設改良費の財源は、補助対象事業費に対して県補助金を補助率 50%、受益者分担金を 10%、残り 40%は企業債を借入れます。

また、単独事業費については、企業債と内部留保資金で賄います。

図 建設改良費の財源

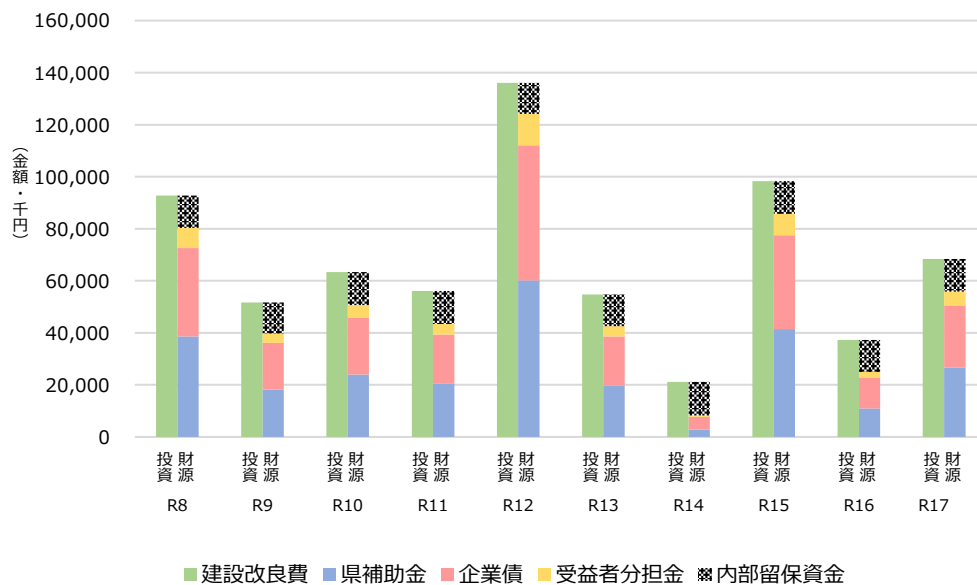


表 建設改良費の財源の推移

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
企業債	33,975	17,975	21,975	18,975	51,975	18,975
県補助金	38,650	18,150	23,950	20,400	60,150	19,700
受益者分担金	7,690	3,580	4,750	4,030	12,020	3,890
内部留保資金	12,428	11,938	12,668	12,738	11,898	12,178
合計	92,743	51,643	63,343	56,143	136,043	54,743

	R14	R15	R16	R17	合計
企業債	4,975	35,975	11,975	23,975	240,750
県補助金	2,800	41,500	10,900	26,650	262,850
受益者分担金	530	8,250	2,140	5,260	52,140
内部留保資金	12,838	12,618	12,228	12,558	124,090
合計	21,143	98,343	37,243	68,443	679,830

(ウ) 企業債償還金の財源

企業債償還金の財源は、内部留保資金を見込んでいます。計画期間においては、償還額より起債額の方が若干多いため企業債残高は増加していく見込みです。

図 起債額・償還額および企業債残高の推移

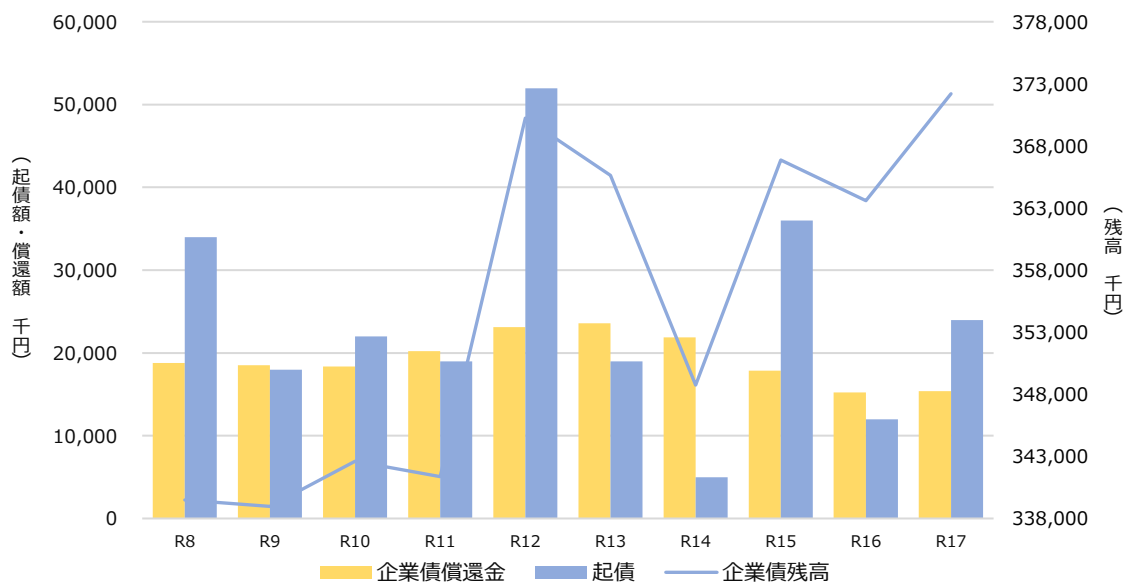


表 起債額・償還額・企業債残高の推移

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
起債	33,975	17,975	21,975	18,975	51,975	18,975
企業債償還額	18,784	18,495	18,340	20,215	23,105	23,577
企業債残高	339,493	338,973	342,608	341,368	370,238	365,636

	R14	R15	R16	R17	合計
起債	4,975	35,975	11,975	23,975	240,750
企業債償還額	21,877	17,842	15,240	15,375	192,850
企業債残高	348,734	366,867	363,602	372,202	

(エ) 他会計補助金について

他会計補助金は、基準内繰入金（総務省から通知される「地方公営企業繰出金について（通知）」による繰入基準に該当する繰入金）を繰り入れることとしました。

図 総収入に対する他会計補助金の割合（繰入金割合）

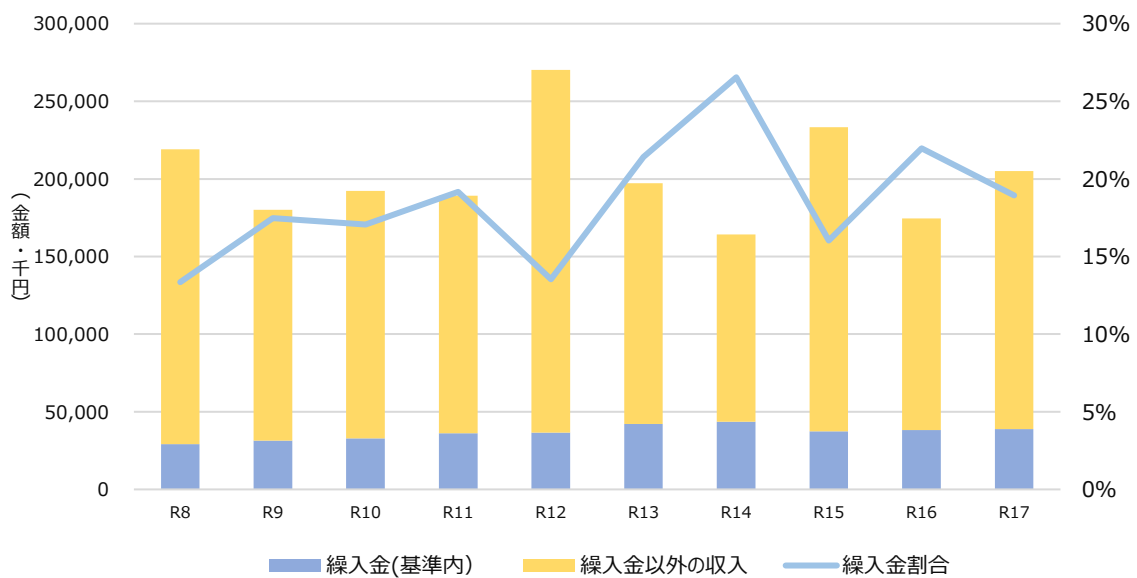


表 他会計繰入金と総収入、繰入金割合の推移

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
他会計補助金	29,242	31,488	32,783	36,258	36,554	42,222
繰入金以外の収入	189,788	148,693	159,437	152,910	233,647	154,998
総収入	219,030	180,181	192,220	189,168	270,201	197,220
繰入金割合	13%	17%	17%	19%	14%	21%

	R14	R15	R16	R17	合計
他会計補助金	43,572	37,397	38,333	38,829	366,678
繰入金以外の収入	120,566	195,837	136,121	166,311	1,658,308
総収入	164,138	233,234	174,454	205,140	2,024,986
繰入金割合	27%	16%	22%	19%	

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### (ア) 職員給与費

1人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しています。1人あたりの職員給与費は令和7年度の決算見込額を基準とし、令和4年度から令和7年度の4年間の人事院勧告の改定率を参考にして定めたベースアップ率を加味して算定しました。

##### (イ) 光熱水費

汚水処理量1m<sup>3</sup>あたりの光熱水費に汚水処理量の予測値を乗じて算定しています。1m<sup>3</sup>あたりの光熱水費は令和6年度の決算値と汚水処理量に基づいて算出し、物価上昇率を加味しました。汚水処理量は有収水量に連動するものと予測しています。

##### (ウ) 委託料

毎年度発生する委託業務については令和6年度の決算値に物価上昇率を加味して算定しています。なお、集落排水処理施設の維持管理費は民間委託しており、今後も継続する予定です。

##### (エ) その他の経費

原則、令和6年度の決算額に物価上昇率を加味して算定しました。

##### (オ) 減価償却費

令和6年度までに取得した資産の減価償却費は固定資産システムより推計しました。令和7年度以降に取得予定の資産については、取得資産に応じた法定耐用年数で減価償却費を算定しています。なお、固定資産の財源（県補助金及び受益者分担金）についても、取得資産に応じた耐用年数で収益化（長期前受金戻入）しています。

##### (カ) 支払利息

令和6年度までに発行した企業債に係る支払利息は償還期間と約定利率に基づき計上しました。令和7年度以降に発行予定の企業債に係る支払利息は、工事内容により償還期間及び利率を設定し、計上しています。

## (2)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在は実施していませんが、今後は、広域化を行った自治体の先進事例を参考に、広域化による効果の検証などを行い、必要に応じて検討していきます。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	農業集落排水処理施設に関しては最適整備構想に基づき、老朽化の度合いや耐震性能を考慮した上で、優先度の高いものから更新や耐震化を実施し、長寿命化の推進と投資の平準化を図ります。また、コミュニティプラントについても、長寿命化の視点を踏まえた更新と維持管理を進めていきます。
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	PPP・PFI等は現在のところ導入していませんが、今後必要に応じて検討していきます。
その他の取組	ICTの活用により、修繕、更新履歴や点検結果などの様々な情報を一元管理し、効率的な維持管理が可能となっています。 今後もDX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)の取組について積極的に情報収集し、導入の検討を行っていきます。

### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「6. 経営改善に向けた取組」に記載のとおりです。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産等は保有していません。
その他の取組	該当事項はありません。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)</p>	<p>包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI などについては、今後も事例研究などを行い、どのような手法により事業実施をするのが最も適切であるか、その効果を勘案しながら、調査し検討していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>日々の業務は最小限の職員数により実施していると考えています。現在の職員数は1名であり、職員給与費の削減は困難であることから、業務内容の見直しや業務の効率化を模索していきます。</p>
<p>光熱水費に関する事項</p>	<p>更新時には、各設備を省電力なものに変更することを検討し省力化などの検討をしています。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>既存施設の定期的な保守点検を実施し、劣化状況に応じて補修を行うことにより故障を未然に防ぎ、ライフサイクルコストの抑制を図ります。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、技術継承の面などを考慮して、業務の委託内容と範囲を検討していきます。 また、民間委託を行っている農業集落排水処理維持管理費については、業務内容を勘案して適正な水準となっているか検証を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>諸経費については、契約金額または購入金額の適正化に努めます。</p>

## 6. 経営改善に向けた取組

### ① 下水道使用料の改定の必要性の検討

別紙2「原価計算表」において、使用料対象経費に対して使用料収入がどの程度見込まれるかを検証し、下水道使用料改訂の必要性を検討しました。

原価計算表は、（公社）日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」の考え方に従い、汚水に係る維持管理費及び資本費から公費負担分を除いた額を使用料対象経費としています。なお、資産維持費<sup>5</sup>については、現時点では算定方法が整理できていないことから今回は計上していません。また、使用料算定期間は令和8年度から令和12年度の5年間としました。

使用料対象経費に対する使用料の割合は約52%となり、これは、本来使用料収入で賄うべき経費が使用料で賄えていない状況を示しており、不足分は収支計画において損失として計上されています。

ただし、主な損失要因は現金流出を伴わない減価償却費であることから、一定の資金残高は確保される見込みですが、減価償却費相当分を現金として内部に留保することができなければ、今後の実体資本を維持するための管路・汚水処理施設の更新に必要な資金を十分に確保することができなくなります。

使用料は令和5年6月に改定していますが、使用料水準の適正化については、5年を基本とし、今後も引き続き検証・検討を行い、見直しを進めていきます。

### ② 赤字解消に向けた具体的取組及び実施時期

収支計画において令和8年度以降は赤字（当期純損失）となる見通しです。また、経費回収率は目安とされる100%を下回る見込みです。赤字となる主要な要因は、使用料で賄うべき経費が使用料で賄えていないことにありますが、収入増加と支出削減の両面で取組を実施することが重要です。

そこで、以下に「赤字解消に向けたロードマップ」を策定しました。今後、ロードマップに掲げた取組を実施することにより赤字の解消をめざします。

---

<sup>5</sup> 将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの。

図 赤字解消に向けたロードマップ

	収入増加のための取組		支出削減のための取組		
	使用料の見直し	未接続世帯料金滞納対策	官民連携の検討	DX・GXの推進	投資の合理化・平準化
令和8年度		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
令和9年度	課内検討	↓	↓	↓	↓
令和10年度	↓				
令和11年度	議会上程 (必要な場合)				
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度	課内検討				
令和15年度	↓				
令和16年度	議会上程 (必要な場合)				
令和17年度					

## 7. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今年度策定した経営戦略については今後、PDCA サイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、少なくとも5年毎の検証・見直し（ローリング）を実施します。

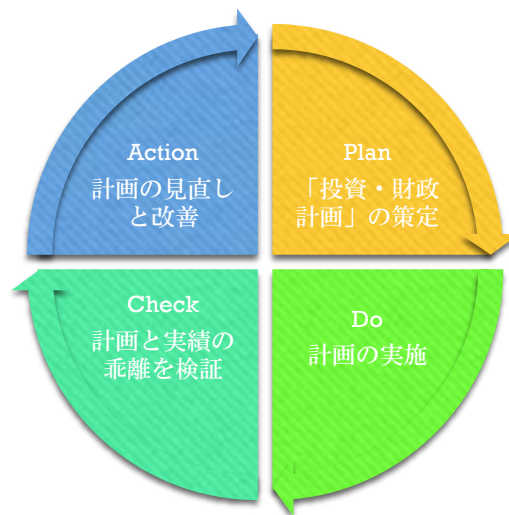
### ○毎年度の進捗管理（モニタリング）

- ・投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- ・著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- ・経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

### ○5年毎の検証・見直し（ローリング）

- ・投資・財政計画の実績推移の把握
- ・計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- ・投資計画の内容の精査
- ・新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- ・経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

図 PDCA サイクルのイメージ



# 別紙 1

## 投資・財政計画（収支計画）



川北町下水道事業

投資・財政計画  
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 ) ( 決 見 込 )										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	76,400	9,000	33,975	17,975	21,975	18,975	51,975	18,975	4,975	35,975	11,975	23,975
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	42,250	7,592	38,650	18,150	23,950	20,400	60,150	19,700	2,800	41,500	10,900	26,650
	9. 工 事 負 担 金	10,271	1,537	7,690	3,580	4,750	4,030	12,020	3,890	530	8,250	2,140	5,260
10. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	128,921	18,129	80,315	39,705	50,675	43,405	124,145	42,565	8,305	85,725	25,015	55,885	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-{(B)+(C)} (D)	128,921	18,129	80,315	39,705	50,675	43,405	124,145	42,565	8,305	85,725	25,015	55,885	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	136,557	33,982	92,743	51,643	63,343	56,143	136,043	54,743	21,143	98,343	37,243	68,443
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	14,448	16,794	18,784	18,495	18,340	20,215	23,105	23,577	21,877	17,842	15,240	15,375
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	151,005	50,776	111,527	70,138	81,683	76,358	159,148	78,320	43,020	116,185	52,483	83,818	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	22,084	32,647	31,212	30,433	31,008	32,953	35,003	35,755	34,715	30,460	27,468	27,933	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	23,348	26,994	27,713	27,859	30,070	29,196	32,923	33,096	26,043	25,267	24,612
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 積 立 金 取 崩 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	22,084	9,299	4,218	2,720	3,149	2,883	5,807	2,832	1,619	4,417	2,201	3,321
計 (G)	22,084	32,647	31,212	30,433	31,008	32,953	35,003	35,755	34,715	30,460	27,468	27,933	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (I)	332,096	324,302	339,493	338,973	342,608	341,368	370,238	365,636	348,734	366,867	363,602	372,202	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 ) ( 決 見 込 )										
収 益 的 収 支 分		24,974	35,656	29,242	31,488	32,783	36,258	36,554	42,222	43,572	37,397	38,333	38,829
	うち 基準内繰入金	24,974	35,656	29,242	31,488	32,783	36,258	36,554	42,222	43,572	37,397	38,333	38,829
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		24,974	35,656	29,242	31,488	32,783	36,258	36,554	42,222	43,572	37,397	38,333	38,829

## 別紙 2

### 原価計算表

原価計算表

供用開始年月日  
処理区域内人口  
計算期間

平成4年5月15日  
6057人  
自8年4月至13年3月  
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 51,338	千円 50,643	千円	千円 50,643
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	104,345	91,868		91,868
合 計	155,683	142,511	0	142,511

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管 渠 修 繕 費	340	0		0
そ の 他	0	0		0
小 計	340	0	0	0
処 理 場 敷 地 費	15,207	15,840		15,840
修 繕 費	0	505		505
委 託 料	16,214	17,123		17,123
そ の 他	1,109	1,171	0	1,171
小 計	32,530	34,639	0	34,639
人 件 費	3,621	4,494		4,494
給 諸 手 当	1,824	2,813		2,813
福 利 費	1,632	2,199		
委 託 料	455	480		
そ の 他	3,090	18,293		18,293
小 計	10,622	19,291	0	19,291
資 本 支 払 利 息	3,475	5,659		5,659
減 価 償 却 費	114,961	105,958	68,844	37,114
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	118,436	111,617	68,844	42,773
合 計 (Y)	161,928	165,547	68,844	96,703

資 産 維 持 費 ( Z )	0
使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	96,703

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 52.37

<使用料水準についての説明>

使用料対象経費に対する使用料収入の割合は5割程度であり、汚水処理にかかる経費を使用料収入で賄えていない状態です。使用料の改定を令和5年度に実施したものの、収益性は低く、依然として厳しい経営状態が続く予想であり、独立採算による経営を行うためには、再度、使用料の見直しが必要な状況となっています。  
なお、資産維持費については、現時点で資産維持率についての考え方が整理できていないことから今回は計上しません。